

社会保険庁と職員団体との「確認事項」等の破棄について

1. 具体的内容

(1) 自治労国費評議会

① 「覚書」(1件)

昭和54年3月13日、長官と自治労中央執行委員長との間で交わしたもの
《主な内容》

社会保険業務の全国オンライン化計画の実施に伴い、労働強化を生じさせないように配慮する 等

② 「確認事項」等(97件)

昭和54年5月～平成16年3月までに、社会保険庁総務課長・職員課長と国費評議会事務局長との間で交わしたもの

《主な内容》

新規業務の開始や事務処理の変更を行う際に、必要な定員・予算を確保する、健康管理に努める、労働強化を生じさせないように配慮する 等

(2) 全厚生職員労働組合

「覚書」(1件)及び「確認事項」等(3件)

「覚書」は、長官と全厚生職員労働組合中央執行委員長の間で交わしたもの
「確認事項」等は、社会保険庁総務課長・職員課長と全厚生職員労働組合書記長等との間で交わしたもの

《主な内容》

国費評議会と同様

2. 取扱いの状況

(1) 「覚書」及び「確認事項」等の破棄

社会保険庁からの「覚書」及び「確認事項」等の破棄の申し入れに対し、自治労国費評議会、全厚生職員労働組合ともに、文書で破棄する旨の回答

(自治労国費評議会)

- ①平成16年11月15日(庁より自治労国費評議会へ申し入れ)
- ②平成16年11月18日(国費評議会より、「確認事項」等97件破棄の回答)
- ③平成17年1月27日(自治労本部より、「覚書」1件破棄の回答)

(全厚生職員労働組合)

- ①平成16年11月24日(庁より全厚生職員労働組合へ申し入れ)
- ②平成16年12月14日(全厚生職員労働組合より、破棄の回答)

(2) 現場への周知・徹底(「覚書」及び「確認事項」等の破棄)

- ① 庁職員課長から、47社会保険事務局長へ通知
- ② 国費評議会事務局長から、各県国費評議会代表者宛て連絡

自治労国費評議会と交わした「確認事項」等の概要

区 分	「確認事項」の主な内容	代表的な「確認事項」の例
1 新規に業務を開始する際のもの (業務の機械化、制度改正等)	①事務処理体制・定員の確保、必要な経費の確保を行うこと。	・国民年金事務の見直しに係る基本合意に当たっての確認事項【'01.3.29】 -P83-
	②データ・プライバシーの保護、セキュリティー対策を行うこと。	・レセプト開示請求業務の実施に当たっての確認事項【'97.10.27】 -P67-
	③職員の労務管理強化、労働強化にならない配慮を行うこと。	・窓口装置を操作する際に使用する磁気カードの取扱いに関する確認事項【'88.5.31】 -P13-
	④職員の健康管理に配慮すること。	・職場におけるパソコンの導入及び使用に当たっての確認事項【'03.2.19】 -P90-
	⑤研修の充実を行うこと。	・同 上 -P90-
2 事務処理の見直しや変更を行う際のもの	①組織の縮小、人員の削減につなげないこと。	・適用関係届書の入力業務の外注化の実施に当たっての確認事項【'03.7.14】 -P94-
	②職場環境の整備（事務スペースの確保、庁舎整備等）に配慮すること。	・昼休みにおける窓口の対応及びオンライン稼働時間の変更に当たっての確認事項【'02.10.21】 -P87-
3 その他、臨時的に発生する業務を行う際のもの	①照会の対応として、人的措置を含め各事務所に2台程度の臨時電話を設置する。	・基礎年金番号の通知業務の実施に当たっての確認事項【'96.10.23】 -P59-
	②派遣職員（キーパンチャー）は今回に限り導入するものである。	・国民年金保険料学生納付特例申請に係る特別処理の実施に当たっての確認事項【'00.6.15】 -P80-
(参考)「地方事務官制度」下（平成12年3月末まで）において特徴的だったもの	①中央の権限強化や社会保険職場の国一元化に結びつくものではない。	・基礎年金番号の設定に当たっての確認事項【'96.1.23】 -P56-
	②都道府県の定員見直しや都道府県を越えた定員の異動は行わない。	・適用事業所の一括適用の拡大に当たっての確認事項【'95.2.17】 -P54-

(注) 全厚生職員労働組合と交わした「確認事項」等についても、昭和54年10月15日の「覚書」を始めとして、国費評議会と同様の内容が交わされている。